

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2392号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

サロマ湖の春(北海道佐呂間町)



もくじ

政 情 随 情

策 報 想 報

地域福祉計画策定指針の在り方(厚生労働省)	(2)
平成十三年度文部科学白書の概要	(5)
カプセルNOW&NEW	(8)
先人に学んで今日を創る	(10)
政策リーダー	(11)
長崎県芦辺町長 大皿川 惠	

●写真募集●
本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

この四月から週五日制と新学習指導要領に基づく教育が始まる。これによる学力の低下を心配する声が多い。それに加えて、ここでは社会科における二つの問題点を指摘し、それへの対策を考えてみたい。

新学習指導要領では、従来よりも格段に児童の自主的学習を促し、自ら問題を見付けて、その解決に向けて、単に参考書に頼るだけでなく、むしろ現場での観察、当該機関・施設および当事者に面接しないしアンケートにより

地域ぐるみの教育支援体制

調べて、考えたり、話合ひまとめて発表する、といった能力の育成に重点が置かれている。教科書も、主に文章による一方的な説明ではなく、イラストを多用したガイドブックのように変わった。

そこで第一の問題点は、教員が、どうしたら少しでも早く新学習指導要領に即して、しかも授業時間の減るなかで、校外での調査法を適切に指導できるようになれるか、である。たとえば、地形図や空中写真の判読、調査事項の地図的表現法にして、教員資格取得に際してそれな

長をはじめ、役場や各種の機関・施設な

どの業務担当者に電話で問い合わせたり、面接しないアンケートする頻度が高まり、その対応が行政側の負担になることである。また文化財や天然記念物などを見学する機会が増して、その管理に手を焼く事態も生じるに違いない。学校ではそうした場合を守るべきマナーの教育が大切だが、週休二日制にともなう地域ぐるみの教育支援体制作りも必要である。

(東京大学名誉教授 西川 治)

地域福祉計画策定指針の在り方

厚生労働省社会保障審議会が報告書

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会（部会長・岩田正美 日本女子大学人間社会学部教授）は、このたび「市町村地域福祉計画及び北海道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」の報告書を取りまとめた。

地域福祉計画は社会福祉の構造改革を実現するため、平成十二年の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定されたもので、市町村地域福祉計画及び北海道府県地域福祉支援計画からなる。同規定は平成十五年四月一日から施行されるが、厚生労働省は平成十三年度中に計画策定指針を通知する予定である。地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっており、このたびの報告書は、策定計画の方向づけ、指針を示すため同審議会において審議を重ねてとりまとめものである。報告書の概要は次のとおり。

市町村地域福祉計画及び北海道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）の概要

1、はじめに 地域福祉推進の背景と必要性

地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化

していくことにつながる。

3、地域福祉推進の基本目標

生活課題の達成への住民等の積極的参加
・地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えを持つことが重要

ものとして積極的な視点でとらえることが必要
地域福祉計画が二十一世紀の福祉を決定づけるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待

2、地域福祉推進の理念

地域福祉推進の目的
「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」
地域福祉推進の理念

(1) 住民参加の必要性

・地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴

(2) 共に生きる社会づくり

・地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠

(3) 男女共同参画

・地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要

(4) 福祉文化の創造

・地域住民自らが主体的にかかわり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造

利用者主体のサービスの実現
・利用者の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要

サービスの総合化の確立

・多様なサービスの十分な連携による総合的な展開が不可欠
生活関連分野との連携
・福祉、保健、医療と教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要

4、市町村地域福祉計画

(1) 計画に盛り込むべき事項

地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

目標の提示

・ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定
目標達成のための戦略

ア・相談支援体制の整備
イ・必要なサービスを利用できる

ウ・サービスの評価等による利用者

エ・サービスの利用に結びついてい

上

・社会福祉従事者の専門性の向上

要

社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させ

他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも顕著

個人の尊厳を重視し対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重

政 策

ない要支援者への対応

- ・要支援者発見機能の充実
- ・ソーシャルワーク体制の整備
- 福祉事務所地域福祉活動等の充実・支援

利用者の権利擁護

- ・地域福祉権利擁護事業等の整備
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- ・情報、知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 住民等の意識の向上と主体的参加の促進

- ・地域住民、サービス利用者の自立
- ・住民等の主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会等の開催
- 地域福祉を推進する人材の養成
- その他

(2)計画策定の体制と過程

- 市町村行政内部の計画策定体制
- ・関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効

地域福祉計画策定委員会

- ・地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する地域福祉計画策定委員会を設置
- ・策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

地域福祉計画策定方針の決定

- ・住民等の意見を十分反映させる旨の策定方針を決定することが必要

地域福祉計画の目標の設定

- ・具体的で計画の達成度の判断が容易な目標を示す工夫が必要

地域福祉計画策定の手順

- ・地域社会の生活課題を発見し解決するには、住民等の主体的参加が欠かせないことを、まず住民等に伝えることが重要
- ・住民等の参加を得るためには情報伝達が重要、特に支援を必要とする人々への配慮が必要

市町村社会福祉協議会の役割

- ・社会福祉協議会は、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有しており、計画策定に積極的に協力することを期待

社会福祉法人の役割

- ・社会福祉法人は、幅広い社会福祉の専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を期待
- 民生委員・児童委員の役割
- ・民生委員・児童委員は、地域福祉活動の担い手となることを期待

地域福祉圏域及び福祉区の設定

- 他の法定計画との整合性の確保等にかんがみ、必要に応じて圏域を設定

定

地域住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として住民参加の体制を検討

- 計画期間及び公表等
- 計画期間は、概ね五年とし三年で見直すことが適当

計画との関係

- 他の計画との関係
- 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係
- ・高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、地域福祉計画を策定
- ・障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて策定を期待

法定計画との関係

- ・地域福祉計画と策定済みの他の法定計画の対象分野とが重なる場合、既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとし、既存計画を優先することが適当

5、都道府県地域福祉支援計画

(1)支援計画に盛り込むべき事項

- 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
- 福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

る事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
- 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等

- ・社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
- ・サービスの評価等の実施方策
- ・広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保
- その他

支援計画の基本姿勢

- ・支援計画は、市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援するためのもの

(3)支援計画策定の体制と過程

- 都道府県行政内部の計画策定体制
- ・関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効

地域福祉支援計画策定委員会

- ・地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する地域福祉支援計画策定委員会を設置
- ・策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

政 策

地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）

		課 題	市町村レベル		小地域レベル		
			策定委員会の役割	地域福祉推進役の役割	地域福祉推進役による住民等に対する直接的働きかけ		
第一段階	地域福祉計画策定委員会	住民等自身による課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の趣旨の確認と合意 地域福祉推進役の育成 地域の特性と生活課題の概要を把握するための地域社会の各種データの収集と分析 地域のサービス関係機関・団体等の活動状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域における地域福祉推進役の選定 地域福祉計画策定の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の意義の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の意義の住民に対する周知 	
				<ul style="list-style-type: none"> 調査活動の企画（目的・実施方法の検討・決定） 地域住民自身による生活課題発見のため、地域住民が調査に参加する方策の検討 調査結果の取りまとめ・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査活動の目的と方法を理解 調査結果の策定委員会への報告 小地域における人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等による交流会・小地域座談会などへの参加や調査活動への参加・協力を求めることにより、住民等の意識の変革を図り、将来の活動に向けての動機づけを実施 こうした活動により、その地域における生活上の課題を自ら発見するよう支援 	
				<ul style="list-style-type: none"> 住民等に、調査の結果明らかになった地域における生活課題を周知し、解決活動への動機づけを行うための広報 教育活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域における効果的な諸広報・教育活動の企画 	<ul style="list-style-type: none"> 文書 集会 視聴覚 その他 による各種広報・教育活動の実施	
				<ul style="list-style-type: none"> 前の段階で明らかにされ、住民が解決したいと考えようになった生活課題の中から、計画に位置付ける解決活動の課題を決定するよう援助 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置付ける生活課題の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の各種活動の結果を報告し、課題に位置付ける解決活動の課題を策定委員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各種の会合で、地域社会の生活課題について検討するよう働きかけ、また援助し、意見をまとめる。
				<ul style="list-style-type: none"> 取り上げられた課題に関係を持つ人達を選び出し、活動に組み入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 課題別に候補の団体機関・個人を選び出し、また必要な下部組織や、計画と活動のための体制案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進役のメンバーができるだけ役割分担して、計画策定に参加するように働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> 候補に上った団体・機関・個人への公式、非公式の働きかけ 計画と活動のための活動体制・組織作りを援助
				<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の目標の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「何を実現しようとするのか」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等が目的解決のためにそれぞれ何をどのように行つかを働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いを重ね、目的の共有を目指す 各種の問題別の組織や機構の会合が定期的にしかも能率的に開かれるよう事務的な処理を進める 討議に必要な資料を提供して、また専門家を招く
	第二段階	地域福祉計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の策定 地域福祉計画評価方法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に何を、どこが（誰が）いつまでに、どのようにやるかを定める 計画評価方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加えて、予想される計画策定上の障害や問題点を指摘しつつ、任務分担、時期、その他について討議を行い、解決活動を起こすよう援助 評価方法の周知 	
				<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施状況の点検 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
				<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の協力活動の体制がどのくらい高まったか、福祉水準がどのくらい高まったかを評価、必要なら見直しを提言 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、効果測定のための調査を行い、評価の結果を、地域社会に知らせ、次の活動への動機づけの一助とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の調査結果及び全般的な状況について検討がなされ、適切な評価が行われるように援助 	<ul style="list-style-type: none"> 評価のための調査活動への参加・協力を求める
				<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施状況の点検 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
				<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施状況の点検 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
				<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施状況の点検 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
第三段階	地域福祉計画評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施状況の点検 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施 		
			<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の協力活動の体制がどのくらい高まったか、福祉水準がどのくらい高まったかを評価、必要なら見直しを提言 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、効果測定のための調査を行い、評価の結果を、地域社会に知らせ、次の活動への動機づけの一助とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の調査結果及び全般的な状況について検討がなされ、適切な評価が行われるように援助 	<ul style="list-style-type: none"> 評価のための調査活動への参加・協力を求める 	

支援計画策定方針の決定等
 平成十四年度のできるだけ早期に
 地域福祉計画策定ガイドラインを含
 む策定方針を決定することが適当
 地域福祉計画策定に向けた気運の
 醸成が必要
 ・平成十四年度中は、住民等による
 問題関心の共有化・助走期間と位置
 づけ、支援計画は、市町村の地域福
 祉計画策定状況を踏まえつつ策定す
 ることが適当
 ・都道府県社会福祉協議会及び共同
 募金会等の役割
 ・社会福祉協議会等は、支援計画の
 策定に参加するほか、都道府県が市
 町村の地域福祉推進を支援する上
 で、大きな役割を果たすことを期待
 地域福祉圏域の設定
 計画期間及び公表等
 他の計画との関係

政 策

文部科学省は、平成十三年度の文部科学白書を公表した。同白書は従来「我が国の文教施策」いわゆる「教育白書」として毎年刊行されていたが、省庁再編に伴い初の文部科学白書として内容を一新し刊行された。

今回の白書の特集テーマは、「二十一世紀の教育改革」。現在文部科学省では、教育システム全体を国民の期待や社会の変化に対応させていくため、「二十一世紀教育新生プラン」の推進を図るなど、教育改革の推進に積極的に取り組んでいる。白書では、これらの改革により今後の我が国の教育がどのように変わっていくのかを国民に広く紹介するため、国

平成13年度

文部科学白書の概要

21世紀の教育改革



の施策の動向や地方公共団体の取り組みの状況、さらには諸外国の教育との比較などを通して教育改革の姿を分かりやすく解説している。

本誌では第一部の特集を中心に白書の概要を掲載する。

第1部 特集「二十一世紀の教育改革」

序章 戦後の教育改革を振り返って

序章では、戦後の教育改革を、昭和二十年以降二十七年までの新憲法制定、教育基本法の制定、学校教育法の制定など戦後教育改革の時期、

昭和二十七年以降四十六年までの戦後復興期から高度成長期にかけての戦後教育の量的拡大、大衆化と制度の整備拡充の時期、昭和四十六年以降の高度成長期の終了と成熟化社会への移行、新しい教育問題への対応の時期、昭和五十九年の臨時教育審議会の設置意向、教育改革国民会議の発足とその報告に至るまでの教育改革の取り組みについて概観、教育改革の流れを説明している。

第一章 二十一世紀の教育改革の基本的考え方

白書では、我が国の教育は、機会均等の理念を実現し、国民の教育水

準を高め、経済社会の発展の原動力になるなど様々な成果を上げてきた、としながらも、現在は、いじめ、不登校、青年による凶悪犯罪などの問題や、青少年の間での「公」を軽視する傾向、行き過ぎた平等主義による子供の没個性化、時代や社会の進展に対する教育関係者の意識の対応の不十分さ、などの問題を指摘。

これらの教育をとりまく問題を解決するため、臨時教育審議会で示された「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行」「国際化、情報化等の変化への対応」などの基本的な考え方をさらに深め、「二十一世紀の教育改革」は、「地方分権の推進」「情報公開の説明責任の発揮」「適切な評価の推進」などを通じて教育システム全体を国民の期待や社会の変化に機敏に対応していくよう変革する「教育の構造改革」を推進するとしている。

文部科学省の今後の取り組みを示すものとして、平成十二年十二月に提言された「教育国民会議報告」を踏まえ、人間性豊かな日本人の育成、一人ひとりの才能を伸ばし創造性に富む人間の育成、新しい時代にふさわしい新しい学校づくりという三つの視点から今後の教育改革の全体像を提示した、「二十一世紀教育新生プラン」(平成十三年一月)の内容を紹介するとともに、平成十三年の通常国会で成立をみた「教育改革関連六法」のポイントや、新しく生まれ変わった中央教育審議会に対する二つの諮問、「教育振興基本法の策定」と、「新しい時代にふさわし

準を高め、経済社会の発展の原動力になるなど様々な成果を上げてきた、としながらも、現在は、いじめ、不登校、青年による凶悪犯罪などの問題や、青少年の間での「公」を軽視する傾向、行き過ぎた平等主義による子供の没個性化、時代や社会の進展に対する教育関係者の意識の対応の不十分さ、などの問題を指摘。

これらの教育をとりまく問題を解決するため、臨時教育審議会で示された「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行」「国際化、情報化等の変化への対応」などの基本的な考え方をさらに深め、「二十一世紀の教育改革」は、「地方分権の推進」「情報公開の説明責任の発揮」「適切な評価の推進」などを通じて教育システム全体を国民の期待や社会の変化に機敏に対応していくよう変革する「教育の構造改革」を推進するとしている。

文部科学省の今後の取り組みを示すものとして、平成十二年十二月に提言された「教育国民会議報告」を踏まえ、人間性豊かな日本人の育成、一人ひとりの才能を伸ばし創造性に富む人間の育成、新しい時代にふさわしい新しい学校づくりという三つの視点から今後の教育改革の全体像を提示した、「二十一世紀教育新生プラン」(平成十三年一月)の内容を紹介するとともに、平成十三年の通常国会で成立をみた「教育改革関連六法」のポイントや、新しく生まれ変わった中央教育審議会に対する二つの諮問、「教育振興基本法の策定」と、「新しい時代にふさわし

い教育基本法の在り方」を掲載しており、教育の在り方について国民の議論が深められることを期待している。

第二章 「豊かな人間性の育成」を目指して

現在の日本の子供の生活状況について、国際比較調査の結果を示し、「赤ちゃんのおむつをかえる」などといった生活体験や「ボランティア活動への参加」といった社会体験の不足、個室、携帯電話の所有や一人で食事をとる「生活の孤化」といった状況を浮き彫りにし、暴力行為、不登校や児童虐待の増加 といった憂慮すべき問題を指摘している。

これらの対応策として、学校、家庭、地域が連携して子供の豊かな人間性を育む施策の展開を基本に学校内外における体験活動の機会の拡充、地域での子育て支援ネットワークの充実、カウンセリング等による心のケアの確保などについて言及している。

また、こういった問題への各地域における取り組みの実例などを「コラム」により取り上げており、その中で映画「千と千尋の神隠し」のワンシーンを示し、「この映画は、現代の子供たちが必要な「生きる力」の意味を見事に表現している」と紹介している。

第三章 「才能の伸長や創造性の育成」を目指して

子供の学習の現状について調査結

果を示し、我が国の子供の知識・技能は国際的に上位に位置しているが、学ぶ意欲や勉強時間などは国際的に低いレベルにあると分析。また授業の理解度・満足度が学年が上昇するに従い低下するなどの課題が見られるとしており、これに対し、これからの教育は基礎、基本を徹底し、それを基に自ら学び、自ら考え、判断する力を育むことが必要であるとしている。

「新しい学習指導要領」については、授業時間の縮減と教育内容の厳選、総合的な学習の時間の創設、選択学習の幅の拡大、個に応じた指導の充実 といった概要を説明しており、これらのねらいを実現するために評価体制の整備、教職員定数の改善や施設の整備など教育条件の整備の必要性を強調している。

また、一人ひとりの資質や才能を生かす教育システムに転換してゆくための施策として、中高一貫教育の推進、次世代のリーダー養成のための大学の教育・研究機能の強化などを紹介している。

更に、我が国が二十一世紀も引き続き活力にあふれ、豊かで安心な社会を構築するためには、「科学技術創造立国」を実現することが必要不可欠であるとして、そのためには初等中等教育における科学技術や理科学の充実、高等教育での理工系人材の育成に努めることが重要な課題であるとされている。

第四章 新しい時代に対応した学校づくり

教育に対する国民の信頼に応えるための主要課題として、国民の要望や社会の変化に適切に対応する教育体制の整備や教育関係者の意識改革を行い、新しい時代にふさわしい教育システムを実現すること を掲げている。

この課題に対応するため、文部科学省では、教育委員会が地域の多様な要望に適切に対応できるようにするための教育行政における地方分権の推進、教育委員会の活性化、学校評議員制度の導入など開かれた学校づくりの推進、学校の自己評価システムの確立、人事や予算に関する学校の裁量の拡大、教員評価システムの整備、教員の資質向上のための教員研修システムや競争的環境の整備 といった施策を展開している、と述べている。

またコラムでは、伝統芸能に関する事業やものづくりに関する事業、国際理解教育に関する事業などについて「校長裁量費」を設けている小学校・高等学校の実例や地域ぐるみで学習指導を支援する「学校支援ボランティア」の紹介をしている。

第五章 知の時代の個性輝く大学づくり

大学については、活力ある経済社会形成のための知的基盤として、世界最高水準の大学づくりを推進していく必要がある、特に第三者による

評価システムを確立し、これに基づく適切な資金配分を行うこと、教育研究活動を競争的環境の中で活発化させるため、教員・研究者の大学間の流動性を高めていくための施策が喫緊の課題であるとしている。

このため大学改革を一層進めるため平成十三年六月に「大学（国立大学）の構造改革の推進」を定め、国立大学の再編・統合の推進、国立大学への民間的発想の経営手法の導入、第三者評価による競争原理の導入、といった三つの方針を示している。

第六章 生涯学習社会の構築

第六章では、知識社会の到来といわれる二十一世紀における生涯学習の重要性を説いている。人々が生涯のいつでも自由に学習を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の構築を教育改革全体を貫く重要課題と位置づけており、中でも社会人の再教育のニーズは今後も高まること が予想され、大学・大学院や専修学校の高等教育機関に対する期待が高まっていることから、「社会人キャリアアップ」一〇〇万人計画」の推進など、社会人のキャリアアップのための施策を積極的に展開していくとしている。

こうした生涯学習社会の構築を目指すしていく上で、ＩＴ（情報通信技術）の活用は、地理的・時間的制約を超えた多様な学習機会を提供でき、生涯学習に対する人々の意欲や

政 策

興味を高める新たな可能性を拓くものであるとしている。また、ITの恩恵を享受できるようにするため、国民一人ひとりが「ITリテラシー（ITを活用できる能力）」を身につけることも重要であるとしている。

第七章 地域発の教育改革の新たな動き

教育改革を国民的な動きとして進めていくための国と地方公共団体の取り組みの事例を挙げて説明している。国においては、国民の教育に対する関心を高めるための「教育改革フォーラム」の開催状況などを、地方公共団体においては、独自に取り組んでいる教育改革を一覧表にするなどして解りやすく掲載。特に地方公共団体では、「通学区域の弾力化」や「二学期制の導入」、「学校へ行く週間の制定」といったユニークな取り組みの事例を紹介している。

第八章 諸外国における教育改革

教育改革は、欧米諸国や日本を含むアジアの国々において一九八〇年代から一斉に始まり現在に至っている世界的潮流であるとして各国の歴史的状况を説明している。各国における教育改革は、グローバルな経済競争にうち勝つための人材を育成する「国家的戦略としての教育改革」といった共通の性格が見取れ、国情の違いにより改革の方向性は一致していないが、おおむね「学力の向上、社会性の涵養、高等教育の

規模拡大と質の維持向上、生涯学習社会の構築」を目標にしていると分析。

各国における教育改革の具体的展開として、生涯学習社会の構築のための成人の学習機会の保証、ITを利用した遠隔教育の振興、学力の向上、社会性の涵養のための初等中等教育において教育内容に関する全国的な基準の設定、学校選択の拡大、学校の裁量権拡大と説明責任の重視などの取り組みの推進、高等教育の規模拡大と質の維持向上のための予算の効果的配分、民間資金の活用、教育研究の活性化・高度化と説明責任の重視などの取り組みの推進をあげ、それぞれの状況を説明している。

教育改革Q&A

第一部の最後に掲載されている「教育改革Q&A」では、教育界の最近の動きや特色ある取り組みについて分かりやすく紹介している。

具体的には、完全学校五日制、青少年のボランティア活動・自然体験活動の推進、二十人授業、児童生徒の出席停止制度、学力低下等十五項目について、現状や新たな施策などを説明している。

第2部 文教・科学技術施策の動向と展開

第二部では、教育・科学技術・学術、スポーツ、文化にわたる文教・科学技術施策の全般について広く紹介している。(内容は省略)

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

トロン温泉



自治体事例—ごみ焼却施設の余熱を利用した埼玉県朝霞市の「憩いの湯—湯〜ぐうじょう」

★自慢のふるさとをつくりませんか?!トロン温泉
地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活”トロン温泉で若返るふるさと
高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!
数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台”歓声が聞こえるトロン温泉
老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

情 報

カプセル Now & New

間伐材チップを活用した 岩手県
発電施設の導入を検討 衣川村

村は、間伐材の有効利用促進
によって森林保護を図っていく
ため、間伐材チップを高温で力
ス化して燃焼させ発電していく
「高効率廃棄物発電等施設」の可
能性を学識者等で構成する環境
調和型エネルギーコミュニティ
調査事業検討委員会で採り、導
入の検討を進めている。

温泉施設付きの地域 栃木県
交流拠点施設を建設 上河内町

町は、今里下河原地区に露天
ぶろやサウナなどを備えた温泉
施設と、農林産物販売所や研修
室などを整備した交流施設の双
方の機能をもった地域交流拠点
施設の建設を進めている。一般
から愛称も募集し、平成十四年
度当初のオープンの予定。

町民参加で 群馬県
庁舎新築を検討し答申 明和町

町は、老朽化が激しく手狭に
なっている役場庁舎の新築につ
いて検討するため町議、区長や
関係団体、十八歳以上の公募町
民で構成される「役場庁舎整備
検討委員会」を設置。同委員会
から建替えとの方向を示した答
申を受け、今後、建替えに向け
た検討を進めていく。

新健康ビジョンを策定へ 千葉県
酒々井町

町は、町民が健康で充実した
社会生活ができるまちづくりの
ための基本計画となる新健康ビ

ジョンの策定に取り組んでい
る。島内憲夫順天堂大学助教授
の「ヘルスプロモーション」と
いう理論を参考に検討してきた
もので、ハーブや日本酒などを
健康づくりに生かしていく。

観光活性化に 山梨県
三町村で協議会を設置 河口湖町外

富士五湖の河口湖と西湖を抱
える河口湖町、勝山村、足和田
村の三町村は、協力して観光活
性化策を検討していくため、各
町村の観光担当職員で構成され
る「河口湖・西湖観光振興協議
会」を設置。手始めに観光パンフ
レットを作製した。今後、合同イ
ベントなども検討していく。

放送大学の 新潟県
視聴施設を整備 真野町

町は、若者の就学支援や生涯
学習促進事業の一環として、町
立図書館に放送大学のセンター
外視聴施設を設置した。設備は
放送大学の講座が受信できるテ
レビデオとカセットデッキ付き
ラジオチューナーを備えた個人
ブース六席で、放送大学受講者
に利用してもらっている。

タッチパネル式の 長野県
インターネット端末を設置 穂高町

町は、町で開設しているホー
ムページを通じて住民に情報を
提供するとともに、インター
ネットの世界を見てもらおう
と、タッチパネルで簡単に操作
できるインターネット端末を町
役場など五か所に設置した。今
後、住民が交流できる掲示板を
ホームページ内に設ける予定。

「ISO9001」の認証を取得 静岡県
伊豆長岡町

町は、品質保証の国際規格で
ある「ISO9001」の認証を得た。職員
の責任や権限・業務の範囲を明確
化し、地方分権時代にふさわしい
行政サービスを確認していくのが
ねらい。業務効率化と信頼される
行政への体制を整備していく。

酒船石遺跡と 奈良県
周辺の整備を推進 明日香村

村は、亀形水槽などが見つ
かった飛鳥時代の酒船石（さか
ぶねいし）遺跡とその周辺の仮
整備を進めている。石造物の風
化防止措置を施すとともに、芝
を敷き見学スペースや通路を整
備する。さらに周辺の発掘調査
を進め、国の史跡指定を受けた
上で、歴史公園として本格整備
していきたい考え。

「百円の 岡山県
バス」が好評 真備町

町では、地元の鉄道会社に補
助する形で運行している「さい
くるバス」が好評を博している。
乗車料は百円で、停留所は設け
ずどこでも乗り降りできるのが
特徴。午前八時から午後四時ま
で、毎時一本運行している。今
後も効率的なルートを検討し、
利用の促進を図っていく。

独居高齢者宅に 愛媛県
テレビ電話を設置 河辺村

高齡化率が高く山間部にある
村は、独居高齢者のうち、希望
者を対象にテレビ電話を設置し
た。元看護婦などの相談員が定

期的に電話をかけ相談などに応
じるとともに、各種情報を提
供。テレビ電話を設置した高齡
者同士で電話をかけ合うなどの
交流促進にも役立っている。

小中学校の選択を自由化 福岡県
穂波町

町教育委員会は、平成十四年
度から町全域で通学区域を弾力
化し、子供や保護者が希望に
応じて学校を自由に選べるよう
にした。特色ある学校づくりを
進め、教育の活性化を目指すの
がねらいで、県内初の取り組み。
町内には小学校が五校、中
学校が二校ある。

寝たきり高齢者等の 長崎県
移送サービスを実施 厳原町

町は、寝たきりや車いすを利
用している概ね六十五歳以上の
高齢者や、下肢の一、二級障害
者手帳を持っている町在住者を
対象に、医療機関への通院など
の外出を支援する移送サービス
を開始した。町社会福祉協議会
が委託を受け、ワンボックス
カーなどで移送している。

「風サミット」の開催準備 宮崎県
北方町

平成十一年から風力発電に乗
り出している町は、「第9回全
国風サミット」の開催地となっ
たことから、風サミット準備室
を発足させ、準備を進めてい
る。サミットは今秋開催の予定
で、環境対策に取り組む町の姿
勢を全国にPRしていく。

カプセル Now & New

情 報

不眠の原因と解消法

矢 畑 正 克
(医学博士)

「不眠では死なない」という言葉があります。しかし不眠で悩んでいる人の話を聞くと、その訴えは悲痛であり、深刻です。

「眠りたいのに眠れない」「眠りが浅い」「夜中に何度も目が覚める」「熟睡感がない」……。

最近どうも寝つきが悪い、いつも眠り足りない気がするといった訴えをする人が増えています。

ぐっすり眠ったあとのさわやかな目覚めほど、気分のよいものはありません。睡眠は健康づくりの基本です。

なぜ睡眠が必要なのか、簡単にいえばオーバーヒートした大脳を眠りが冷やすということです。大脳はものすごいエネルギーを使います。1kgちよつとの脳みそが、体全体の消費エネルギーの二割をも消費してしまいます。

まして大脳はブドウ糖しかエネルギー源として使わないので、連続運転するとオーバーヒートしやすい性格を持っています。そのために脳を安静な状態にして、クールダウンさせようとするのが睡眠の大きな役割

なのです。

眠れないのは心と体のイエローカードです。その原因を探らなくてはなりません。心配ことやストレスが不眠の原因であるのはいうまでもありません。ストレスがあると体は緊張状態になり、当然脳も興奮、緊張状態のため眠れなくなります。

不眠症の人は几帳面、仕事熱心、完璧主義者、神経質な人が多く、こつこつタイプの人は睡眠に対しても几帳面です。時計を見ながら床に入り、枕が変わると眠れず、ぐっすり眠らないと気が済まないのです。また眠れないと、眠ろう、眠ろうとして不眠が不眠を呼んでしまいます。こういう人は、まず睡眠に対して、神経過敏にならないことが必要です。何時間眠らなければいけないということはありません。眠らないことが原因で死ぬことは絶対にはないのですから。

神経質や几帳面の人以外に更年期の女性にも不眠が多くみられます。これは女性ホルモンの分泌低下が脳の視床下部にある眠りの中樞に影響を与え、眠りを妨げてしまうからです。

不眠で悩んでいる人の効果的対策法としていろいろありますが、「すこやかな眠りのための「〇カ条」を教えましょう。

ぬるめ(三八〜三九度)のお湯に二〇分ほど入浴し、やすらぎの副交感神経を優位にする。

日常、運動などにより、ほどうい体の疲労をつくり出す。寝る前のラジオ体操は心身をリラックスさせ、血液の流れをさかんにするのでとくに効果的。

できるだけ、一定の時間に寝ること。

寝る前に、ホットミルク、チーズなどをとる。牛乳、チーズにはトリプトファン、カルシウム、ビタミン類が豊富。トリプトファンはアミノ酸の一種で、睡眠に関するセレトニンが体内で生成されるための原料。またカルシウムには鎮静作用がある。

寝室温度は夏なら二四度(湿度五〇%)、冬なら一三度が最適。

布団の中は三三度くらいが適温。寝る前に、冬は電気毛布で前もって暖め、夏はかけ布団をたたみ、しき毛布も冷やしておく。かけ布団は軽い羽毛でせいたく

に。寝室は暗く、外光を入れず小さなランプをつける。

睡眠に入る前に、雨の音やせせらぎの音、波の音などのリラクゼーションBGMをかけると効果的。

寝室はページジュ系がよい。活動興奮の暖色系や落ち着きのある寒色系よりも、目を刺激せず、しかも暖かみのあるページジュ系が一番

この他に寝つく前に深呼吸を一〇回程度してから眠るのも効果的です。

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国26か所)

随 想

先人に学んで今日を創る



長崎 町 長
大皿川 恵
あし へ 辺

随 想

昭和六十二年町民多くの人たちに勤められ町長に立候補し、無投票当選の栄誉を与えられた。五十九歳の時のことである。

助役からの転身で行政の長としてはゼロからの出発であった。喜びと不安とが交錯する中の船出から歳月は流れ、町長職四期目もあと一年余りとなった今、過ぎし日々思いを馳せると幾多の人々の支えがあったことに感謝せずにはいられない。

とくに先人の残した知恵、勇気、教訓は何よりの財産であり、そのことが困難にぶつかり、岐路に立たされた時の勇氣の源にもなったと感謝している。とくに、

王都発見は、我が町に一大都

を築いて発展した証しであり、これら弥生の先人の意気が脈々と現代の町民に受け継がれていると言つてよい。当時大陸との交易を行つていた等のことは、今考えてみると途方もないことであり、勇猛果敢な行動は学ぶべき点が多々ある。これからの行政が目指す、他地域との交流を拡大し、島特有の歴史遺産や、恵まれた自然をメディアを使って発信し、島の発展につなげなければならない。

奮戦 蒙古襲来・総大将少弐資時の

今からおよそ七二〇年前のことである。

文永の役、弘安の役と二度にわたる蒙古軍の襲来によって、吉岐はほぼ全滅の状態になった。その時の総大将少弐資時は太宰府の命

を受けて雲霞のとき蒙古軍を我が町瀬戸に迎え撃ち壮烈な最期をとげた。その魂は部下を守り民百姓を擁護せんとする一大決心で、町民の生命財産を護るべく行政の長の責務に通ずるところがある。

日本の電力王松永安左門翁隣町の出身ではあるが、生涯日本の電力業界に大きな影響力を持ち続け、今日の電力地図を確立した偉大な人で、生涯現役、不屈の信念は学ぶべきところが多い。

町長を四期もつとめていると職責上決断を迫られた事件が数多くあつたが、その時々これ等先人の遺訓を糧にして切り抜けることができたと思う。中でも、

大手量販店「ダイエー」の進出に反対運動

平成二年ダイエー吉岐上陸、しかも芦辺町に進出という話しが具体化する、たちまち各所から反対の火の手が上つた。まさに島をあげての反対運動であつた。世論が騒然とする中、町議会でも議論が激化し行政トップの決断が迫られたが、立地に向けて対話を重ねるにつれて議会、住民の理解を得るに至つた。現在は優良店として島内消費者に喜ばれる存在になっていることは大きな喜びである。

町の中心街を通り抜ける主要地方道拡幅改良計画の挫折

「市街地を通さば街はさびれる」、「住家の立退き不可能」等の強硬な意見が飛び交う中、事業促進を願う町も、事業主体の長崎県も八方ふさがりの状況に立ち至つた。

私も市街地の現道拡幅が良策と考え、地域の幹部とも協議を重ね、立退き対象住家三五戸を一戸一戸訪問し夜明けまで説得を重ねたが同意を得られない。眠れない日々が続いた。

このままでは県もこの改良から手を引かざるを得ないところまで追い込まれ、いよいよ取り残される羽目になると判断、バイパス道建設に方向転換をし地域役員との困難な協議を経て、二本のトンネルによって全線改良にこぎつけ、事業費四五億円、八年の歳月をかけて完成、去る平成十三年十二月十九日開通式を迎え感涙一人のものがあつた。

行政トップに課せられた宿命とは言え、近年の社会情勢には難しい問題に直面することが多々あるが適確な判断と時機を失しない決断が要求される。国の内外の情勢を見極め、住民本位の行政を、勇気をもって誠実に実行し、町長職を全うしたいと願っている。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

地方議会議員年金財政改善への対応策の報告とまる
地方議会議員年金制度検討会

「地方議会議員年金制度検討会」は、財政状況が悪化している地方議員の年金制度見直し案を盛り込んだ報告をまとめた。

報告は、条例定数の削減や市町村合併の進展に伴う地方議会議員数の減少、運用利回りの低下 等により、極めて厳しい状況にあるとし、このままでは、平成十九年度に町村議会議員共済、平成二十四年度には、都道府県議会議員共済・市議会議員共済の積立金が枯渇する見通しであるとしている。

その対応策として 受給資格である在職十二年以上は現行のままとし、標準報酬年額を「退職前一年間の標準報酬月額額の総額」から「年金受給資格を得るのに必要な在職期間十二年間（平成十四年度以後の期間に限る）の平均標準報酬年額」に変更 退職一時金は、給付率を現行の水準から二〇％引き下げるが、制度改正前に退職一時金の基礎となっていない在職期間を有する者について、経過措置として一〇％の引き下げに止める 掛金率は、都道府県議会議員共済が標準報酬月額の一％から一二％、市議会議員共済が一％から一三％、町村議会議員共済が一三％から一五％に引き上げる 公費負担率も標準報酬月額九・五％から都道府県が一〇％、市が一〇・五％、町村が一％に引き上げる 等としている。

離島振興法改正・延長実現総決起大会 開催

全国離島振興協議会（会長・松村長崎県美津島町長）ほか離島関係四団体は、二月二十八日に、「離島振興法改正・延長実現総決起大会」を開催した。

これは、来年度末で期限となる離島振興法の改正・延長に向けて開催されたもので、扇千景・国土交通大臣等の来賓挨拶後、「離島振興法の改正・延長に関する決議」をもって、関係方面に対して要望を行った。

決議では、離島が果たしている二〇〇海里等の経済的権限の確保や安全保障面での国家的な役割及び国民の「癒し」空間として新たな役割を果たすためにも、「国土の連続性確保」と「機会均等」を政策理念とする新たな離島振興等が求められているとし 現行法を抜本的に拡充強化した改正法案を今国会で成立させる 離島の地域特性と自立を支援するための条件整備や離島交通基盤の抜本整備、情報通信・医療・介護基盤・農水産業の整備促進、定住の促進、自然との共生などを包含した改正法の実現を求めている。

なお、改正については、自民党離島振興委員会等の与野党各党において協議されており、各党意見を調整し法案を取りまとめ、四月上旬に議員立法で国会提出予定となっている。

総合デフレ対策を実施

経済財政諮問会議

政府は二月二十七日の経済財政諮問会議で、総合デフレ対策を決定した。

今回の対策では、不良債権問題の解決を最重要課題と位置付け、早期終結に目途をつけるため、不良債権処理の促進、金融システムの安定、市場対策、貸し渋り対策についてとりまとめた。

の不良債権処理の促進では、過剰債務を抱える不振企業の再建を対象にした特別検査を三月までに実施し、その結果を早期に公表する方針を打ち出した。

の金融システムの安定では、金融危機のおそれが生じた場合は資本増強を含むあらゆる措置を講ずることとしている。

の貸し渋り対策では、中小企業に対する資金供給の円滑化の推進のため、物的担保に依存した間接金融の枠組みを改革するとともに、中小企業の資金繰りの円滑化に資する目的で、十三年十二月に創設した売掛債権担保融資保証制度の利用を促進するため、国・地方公共団体や大企業向けの売り掛債権の譲渡禁止特約の解除を各省庁が協力して早急に進める、金融庁が民間金融機関に、経済産業省が信用保証会社にそれぞれ本制度の利用を促進するため、積極的な活用を要請するとともに、一層徹底した普及広報活動も推進する、等としている。

なお、経済産業省では、譲渡禁止特約のついた売掛債権では担保とならないことから、債権譲渡禁止特約に但し書きを設けて、金融機関及び信用保証協会に対しては譲渡してもよいことの明記について、市町村のご協力をお願いしていきたいとしている。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8~16F (2名)

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】
 有楽町線・半蔵門線・南北線
 「永田町駅」3番出口徒歩1分
 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・島根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号